

令和7年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和7年3月5日（水曜日）

○日時 令和7年3月5日 午前10時15分開会

山 田 庫司郎

○場所 議場

○議件

1. 議案第14号 令和6年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第16号 令和6年度網走市網走港整備特別会計補正予算
3. 議案第19号 令和6年度網走市水道事業会計補正予算
4. 議案第20号 令和6年度網走市簡易水道事業会計補正予算
5. 議案第21号 令和6年度網走市下水道事業会計補正予算
6. 議案第22号 網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例制定について
7. 議案第23号 網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について
8. 議案第24号 網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について
9. 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請
10. 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要請
11. インボイス制度の廃止を求める意見書提出要請
12. 「核のごみ」最終処分選定の概要調査に対して反対することを求める意見書提出要請
13. 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出要請
14. 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出要請

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員（7名）

金兵智則
栗田政男
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
総務防災課長	日野智康
総務防災課参事	阿部昌和
職員課長	高橋健司
財政課長	小西正敏
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	野口公希
建築課長	小原功
港湾課長	澁谷一志
営業経営課長	佐々木修司
上水道課長	木村篤史
下水道課長	中村昭彦

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

午前10時15分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案8件、要請6件、うち継続審査2件について審査をいたします。

本日の進行については、まず企画総務部、観光商工部、建設港湾部、水道部関係分の議案を理事者入替えしながら審査をします。議案の審査が終わりましたら、要請の審査を行います。

それでは、議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、一般管理費、避難所環境整備事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○阿部昌和総務防災課参事 議案資料の28ページを御覧ください。令和6年度一般会計、一般管理費補正予算に係る避難所環境整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。国の新しい地方経済・生活環境創生交付金及び寄附金を活用し、避難所生活における環境改善を図るため、プライベートテント250個の購入代として1,000万円を追加補正するものであります。なお、年度内に事業の完了が見込めないことにより、事業費の全部を翌年度に繰越しするものであります。

2、補正額であります。 (1) 歳出予算の財源内訳は、記載のとおりであります。 (2) 歳入予算の内訳については、記載のとおりであります。

3、繰越明許費の内訳であります。事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

説明は、以上でございます。

○井戸達也委員長 質疑等ございますでしょうか。

○深津晴江委員 250個のプライベートテントの購入自体はとても賛成でございますが、どこにどのように配置の予定か経過がありましたらお知らせください。

○阿部昌和総務防災課参事 プライベートテント購入に当たりましては、指定避難所の総数が48か所ございますので、48か所に5個ずつ、予備として市役所に10個を配備する予定で算定しております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 大変いいことだというふうに思います。それで、このテントを開庁日にちらっと見たのですけれども、多分あれだと思うのですが、1つのテントにおよそ何人入れるのか伺います。

○阿部昌和総務防災課参事 プライベートテントのサイズといたしましては、テントサイズが縦横2.4

掛ける2.4の床面積が5.76平米となるものを予定しておりますので、使用時には3人から4人ほどが定員のサイズになるかと考えております。

○松浦敏司委員 避難所ということで、これまで日本国内では、雑魚寝が当たり前だったのが、やっぱりそれはどう見ても先進国と言われる国であるならば、いわゆるプライバシーを保てるテントというのが世界的には主流になっているというふうに思っています。そういう意味では、このテントがこれで十分かどうかとなると、また今後、検討が必要かと思います。取りあえず、今250個ということですから、非常にいい取組だというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 大変いいことだというふうに賛同させていただきますが、ただ、年度内に購入ができないということで繰越明許費に、今回提案があるわけですが、これ準備して、使わないに越したことがない備品だとは思いますが、いづつどうなるかがわからない災害ですから、できる限り早めの納品というのが私は必要だと思うのですが、スケジュール的にはどんな考え方でいるのか、お示しいただければと思います。

○阿部昌和総務防災課参事 購入スケジュールといたしましては、5月、6月中には入札を行いまして、9月末頃には納品を見込んでいるところでございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは、議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中……ごめんなさい。議案第14号中、財政調整基金費、財政調整基金積立金外5事業について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料29ページを御覧願います。令和6年度一般会計、財政調整基金費の補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和6年度に受領しました各種寄附金と臨時財政対策債の後年度償還分として追加交付された地方交付税を基金へ積立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、 (1) 歳出予算は、基金積立金の合計で1億4,447万2,000円を追加し、1億7,253万7,000円にしようとするものでございます。財源は、各種寄附金と一般財源でございます。30ページを御覧願います。 (2) 歳入予算ですが、全て寄附金で、8,231万9,000円、その内訳は記載の

とおりでございます。

説明は、以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、水道事業会計出資金、繰越明許費補正について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料23ページを御覧願います。保健衛生総務費、水道事業会計出資金の繰越明許費の設定につきまして御説明申し上げます。

2の繰越明許費の補正のうち、2行目、水道事業会計出資金ですが、水道事業会計が行う導水管更新事業につきまして、事業費の一部が国の補正予算対応となり、翌年度に繰り越されることに伴い、水道事業会計の出資金につきましても、一部を翌年度に繰越しするものです。繰越しを行う事業費は、予算額7,370万円のうち、1,800万円となります。

説明は、以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、議案第14号中、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料24ページを御覧願います。令和6年度一般会計、債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

3、債務負担行為の補正のうち、一般会計の一番上、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約ですが、令和7年度の年度当初より履行が必要となる業務につきまして、令和6年度中から契約事務を執り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものです。期間は、令和7年度の1年間で、限度額は、16億2,386万円でございます。

説明は、以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で、質疑等ございますでしょうか。

○山田庫司郎委員 今、御説明いただきました。16億と。例年ですと、ここまで金額がいつていなかった記憶あるんですが、増額になっているかなというふうに思うのですが、新庁舎の関係で増えたのか、ほかの部分も含めて何か増えた理由というのがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○小西正敏財政課長 増額でございますが、新庁舎

移転に伴います機器ネットワーク関係の保守委託関係、それと管理系ですね、警備業務、清掃などの委託料、その他の増で増額しているものでございます。その他、物価の高騰という影響もございますが、全般的に、公共施設や道路維持などの管理委託料、スクールバスの委託料などが増加している状況でございます。

○山田庫司郎委員 新庁舎の関係でいえば、システムとかいろいろな関係があるので、これは単年度的な現象なのか、この後もこういう形でずっと高額の委託料になっていくっていうことに流れるにはなるのか。どうなんでしょうか。

○小西正敏財政課長 金額で申し上げますと、昨年度の債務負担額が約14億5,000万円でした。今回でいきますと約1億7,000万円程度、増額している状況でございます。単年度で終わるような委託契約も若干ございますけれども、全般的には委託契約、新しく結び直す新庁舎に関係するものですか、そういうものがございますので、基本的には、増額傾向になってくるという状況にあるかと思います。

○山田庫司郎委員 私みたいな年齢は、単純に庁舎が新しくなったら、維持管理費はまた別にかかる要素もないわけではないのですが、管理費というのは、安くなるかなというイメージを持っていたのですが、やっぱり、そうはなかなかならないということも含めて、これからは、ある程度減額になる可能性もあるけれども、これがある程度ベースになっていくだろうという答弁だということではよろしいですね。

わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第22号網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋健司職員課長 議案資料52ページを御覧願います。議案第22号網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明

申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正する条例は、記載の4条例でございます。

3、改正内容でございますが、1点目は、時間外勤務の制限の対象を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員まで拡大するものでございます。2点目は、介護に伴う両立支援制度を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるものでございます。3点目は、その他所要の改正を行うものでございます。

4、施行期日は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。また、新旧対照表につきましては、53ページから56ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○澤谷淳子委員 この条例のほうは大丈夫なんですけれども、ちなみに、職員の方でこの育児休業とか取っている現状を教えてくださいませんか。

○高橋健司職員課長 育児休業の取得状況ということでございますが、女性職員、正確な人数については、ちょっと今は手元にございませんが、女性職員については、出産後、育児休業を全員取得しているというような状況です。男性の職員につきましては、今年度の実績というところだけになります、今年度につきましては、年度途中ですが4名の育児休業を取得している男性職員がいるような状況となっております。

以上でございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○深津晴江委員 今の関連なんです、男性職員4名が取っていらっしゃるってことだったのですが、どのぐらいの期間を取っているかわかりますでしょうか。

○高橋健司職員課長 男性の育児休業の取得期間ということでございますが、人によってばらばらということもございますが、短くて1か月弱程度、長くて半年程度という形で取得している状況でございます。

○深津晴江委員 わかりました。それぞれだという

のは理解したいと思います。

それでございますが、改正内容の、もちろん育児休業も大切かと思うのですが、介護に関しては、休みを取っている職員の方がいらっしゃるのでしょうか。

○高橋健司職員課長 介護休暇の取得状況ということでございますが、過去5年間の実績ということでございますが、令和元年度から令和3年度につきましては、取得実績はありませんでした。令和4年度に1名の方が取得して、延べ8日間と短い間でしたが取得がありました。令和5年度につきましては、取得実績なしという形となっております。あわせて、短期介護休暇というものも別でございますが、そちらについての利用実績ということでございますが、令和元年度では4名、令和2年度では2名、令和3年度では2名、令和4年度は1名、令和5年度は2名の方が短期介護休暇のほうを取得しているというような状況となっております。

○深津晴江委員 わかりました。

ちなみになのですが、3番の改正内容の(2)の環境を整備する措置を講ずるところがあるのですが、具体的にはどのようなイメージか、ありましたらお示しください。

○高橋健司職員課長 勤務環境の整備ということでございますが、既に行っている内容でございますが、制度などの相談があったときには、個別に周知、説明を行うもの。また、早期に情報提供を行うこととですね、研修や相談体制を整備するというような内容を行うこととしております。

○深津晴江委員 この条例の改正自体は賛成でございますが、これから多分、高齢化社会がますます進んでくると思いますので、そうなったときに、職員の方も育休ももちろんなのですが、こちらの介護のほうも十分に取れるようになっていくところでは、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 今の社会情勢から言えば、当然必要なことなんだろうというふうに思います。そこで、改正内容の中で小学校就学の始期に達するまでということになっておりますが、現状では、どのぐらいの職員がその対象になるのか、アバウトでいいのですけれども、わかれば教えてください。

○高橋健司職員課長 申し訳ございません。その数字については、今、手元にはございません。

○松浦敏司委員 今回の改正内容を読ませてもらう

と、職員と市役所との関係で非常に連携を取るといいますか、そういう事態が起きたときには、速やかに情報を取り合って対応していくというふうなこともなっておりますので、ぜひ有効な形でいいいますか、どちらも、介護も子育ても大事なものですから、その辺は十分、配慮しながらやっていただければというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 今の松浦議員に関連して、小学校の、そこまでの長い間なので、生まれたときも取り、また幼稚園のときとかも取るというふうに、繰り返して取ることはできるのですか。

○高橋健司職員課長 繰り返し制度を取れるかということについてですが、子供の年齢などが該当していれば、繰り返し取得するというものについては、可能でございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第22号網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第23号網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋健司職員課長 議案資料57ページを御覧願います。議案第23号網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございますが、1点目は、居住地発の出張に係る旅費の支給を可能とするものでございます。2点目は、旅行代理店等に対する直接払いを可能とするものでございます。3点目は、出張命令に違反して旅費の支給を受けた際、旅費の返還を求めるとともに、給与等からの控除を可能とするものでございます。

3、施行期日は令和7年4月1日から施行するものでございます。また、新旧対照表につきまして

は、58ページから59ページに記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○小田部照委員 社会情勢の変化によって旅費の一部、これ必要なことで賛成すべきものなのですが、旅費規程の中に、職員の中に、車賃、自家用車で出張する場合など、車賃という規定があります。これ、調べると30年近く変わっていないのですよね。これ、この文言にあるように社会情勢、物価の高騰、燃料費の高騰もありますので、これも改正すべき時期なのだろうと私は個人的に思っているのですが、この辺、どのようなお考えなのか伺います。

○高橋健司職員課長 車賃についてでございますが、実際に出張するに当たって、自家用車を使って出張ということは認めておりません。車で行く際につきましては、公用車を利用するという事としておりますので、こちらの車賃については、実際に旅費として支給しているというような実績はございません。改正の検討ということだったと思いますが、こちらのほうにつきましては、実際に使っていないというところもありますので、そちらの廃止など金額を改正するか廃止するかということについては、今後検討させていただきたいと思います。

○小田部照委員 もう30年前から国家公務員に準じてという規定になっているのだと思いますが、今、答弁あったように、国家公務員、市の職員の皆さんも自家用車で出張行く時、空港まで乗っていくことは無いというような話なんですね。

○高橋健司職員課長 そのような出張命令はしておりません。

○小田部照委員 わかりました。

我々、議会側も旅費規程は、準じて同じなんですけれども、我々の場合は、公用車というものはありませんので、自家用車で出張するんですね。理事者側、行政のほうは、もうそれを禁止、自家用車を扱っていないということですが、これを議会側で改善していかなければいけないことだということで認識しました。

わかりました。ありがとうございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

○小田部照委員 すみません。

もう1回確認しておきますけれども、これ今まで

全部そういう行政側、国家公務員のあれに基づいて準じて、我々議会側も同じような旅費規程を設けていると思うのですが、今で言うとキロ37円、これは30年前と変わっていないのですよね。今言ったように、使っていないです。議会側だけ単独でこれを改正するっていうことはルール上できるんでしょうか。これは、副市長に聞いたほうがいいのかな。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

ほかに質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第23号網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第24号網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋健司職員課長 議案資料60ページを御覧願います。議案第24号網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、公務員につきましては、雇用保険の対象外となっております。そのため、退職手当の額が雇用保険法の失業等給付の額に満たない場合につきましては、その差額を失業者の退職手当として支給することとなっております。このたび雇用保険法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、改正する条例は、資料に記載の2条例でございます。

3、改正の内容でございますが、1点目は、就業手当に相当する手当を廃止するものでございます。2点目は、地域延長給付に相当する手当を2年間延長するものでございます。3点目は、その他所要の改正を行うものでございます。

4、施行期日は令和7年4月1日から施行するものでございます。また、新旧対照表につきましては、61ページから62ページに記載のとおりでございます。

ます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○澤谷淳子委員 この一部改正の概要については、わかったんですけども、ちなみに、若い職員は採用して、やめる方もいるんですが、そういう出入りって何か数字とかわかるんでしょうか。何人が入庁して、何人はやめたというのはわかるのでしょうか。

○高橋健司職員課長 若い職員の退職状況、採用状況ということでございますが、申し訳ございません、今手元に数字がございませんので、この場ではちょっと。申し訳ございません。

○井戸達也委員長 ほかにいいですか。質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 改正の内容で、失業等給付の給付内容が変更されることに伴う引用法文等の整理ということで、(1)で就業手当に相当する手当を廃止ということになっていまして、この言葉だけでは、なかなかわからないのですが、どういうものなのかということ、どれぐらい影響を受けるものなのか。その辺、伺いたいと思います。

○高橋健司職員課長 就業手当の内容というものについてですが、就業手当の内容につきましては、職業に就いた場合であって、賞与給付日数の3分の1かつ45日以上残して就職した場合に出る手当ということとされておりました。この手当についてですが、人手不足の状況や安定した職業以外への就職を政策的に促す意義が薄れてきていることや、支給実績等を踏まえて廃止されたということで、国のほうでそういう法改正がありました。それに伴い、退職手当条例も併せて改正をするというような中身となっております。

○松浦敏司委員 それはそれでわかったのですが、そのことによって、労働者側がどの程度の影響を受けるのかなと。その辺、わかれば教えていただきたい。

○高橋健司職員課長 就業手当の廃止に伴う影響ということですが、全国において受給者数が少ないということもありますので、さらに少なくなる傾向があるということで、国のほうでは分析しているようです。当市におきましては、退職者の失業給付を出したという実績がございませんので、影響はございません。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○深津晴江委員 新旧対照表のほうの現行では、職業に就いた者というふうにあります。改正案では、安定した職業に就いた者というふうにあるんですが、安定したというのをどのように判断されるのか教えてください。

○高橋健司職員課長 安定したという言葉に改正しているという内容でございますが、就業手当は廃止されたのですが、再就職手当というものが、別の手当があるのですが、そちらが残っているような状況となっております。それに該当するということですので、雇用見込みが1年を超える職業に就いた場合ということとされております。

○深津晴江委員 それでは、就職した期間のことということで理解してよろしいでしょうか。

○高橋健司職員課長 そのような認識でよいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑等ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第24号網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、商工振興費、地場産品生産性向上設備整備事業補助金について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料31ページを御覧ください。令和6年度一般会計補正予算、商工振興費、地場産品生産性向上設備整備事業補助金について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、当初予算額を下回る見込みでありますことから、次の経費を減額補正するものでございます。経費の内訳ですが、施設等の整備に対する補助金として1億5,900万円の減額でございます。

2、補正額、(1)歳出予算につきまして、補正前の額が2億円、今回の減額補正が1億5,900万円で、補正後の額を4,100万円としようとするものでございます。財源は、全額基金繰入金でございます。

す。(2)歳入予算につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○澤谷淳子委員 実際に4,100万円を使ったということだったんですけれども、何社分というのでしょうか、1社分というのでしょうか、わかりますか。

○中村幸平商工労働課長 実績につきましては、3事業所が活用されておまして、トータルで4,100万……失礼しました。交付決定額として4,000万円強というところで、今回の減額補正の額となっております。

○澤谷淳子委員 本来は、もう少しこれを使う企業があったという予想でこの予算でしたか。

○中村幸平商工労働課長 当初予算を計上させていただいたときにつきましては、もう少し活用があるかというところではございましたけれども、令和5年度に始まった事業でございまして、それぞれの事業者さんが活用した結果、今年度は、この程度の数字、3事業者の活用というところになったところでございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑等ございませんか。

○松浦敏司委員 それにしてもちょっと、当初2億円を見込んでいて、そのうち3分の1しか使われていない状況というのは、やっぱりこれ見込み違いがあったのではないかなと思うんですが、その辺は原課としてはどんなふうに捉えていますか。

○中村幸平商工労働課長 予算額2億円につきまして、今回1億5,000万円の減額補正ということで、見込み、見立てのところでございますけれども、令和5年度の実績につきまして、当初、ビール関連の工場の設立ですとか、水産加工関連の機器整備ですとか、そういった大型の機器導入、設備投資というのが、今回の補助事業の対象となるものと考えておりました。そのため、1事業に当たる金額の規模というのが、最大値が1億円としておりますことから、そこにつきましては、一定程度の額を予算として確保させていただいたところでございます。

○松浦敏司委員 しかし結果としては、3事業所しかなくて、使われたのは4,100万円と。こういうことになったということでよろしいですか。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおりでございます。

○松浦敏司委員 今の情勢なんかもあって、物価高

騰なんかがあったりもする中で、設備投資そのものができない状況にもあるのかなというふうに思うのですが、原課としては、その辺どんなふうな捉え方をしているのか伺います。

○中村幸平商工労働課長 設備投資に対する各事業者様のイメージといたしますか、考え方というところにつきましては、コロナが終息して以降、令和5年度からこの事業を動かし始めた中で言いますと、一定程度、活用が出てきているものとは考えております。

ただ、国とかのほうでは、もっと大きい補助事業、特に水産関連ですと中国への禁輸問題の対応ですとか、そういったものを活用される事業者さんもありますので、そういったところをトータルで見ますと地域としての投資意欲といたしますか、事業者さんの設備投資への意欲というのは、一定程度、改善傾向にあるのではないかなと考えております。

○松浦敏司委員 取りあえずはわかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 今、松浦委員からも質問があったのですが、約2億の中で4,000万と、5分の1利用されたという事業内容なんですよ。今、御説明を受けましたけれども、市として、やっぱり今、ふるさと納税含めて基金については、非常に重きを置いて対策を含めて対応してきているというふうに私は認識をしています。そういう意味で、この約1億6,000万、これが使われないことによって、その影響というのは、どんなふうに考えているのか。その辺、どうなのでしょう。

○中村幸平商工労働課長 基金といたしますか、この財源が、今回の事業の財源がふるさと寄附基金を充てているというところで、実際のところ1億6,000万円程度の減額補正となったところ、これについては基金の残額という点で考えますと、その執行が減ったというところでございますので、非常に、決して後ろ向きの内容ではないと思っております。

○山田庫司郎委員 歳入は、ふるさと寄附基金使っていますから、できなかったらそれは基金に戻りますから、何も影響ないという表現もできますけれども、私が聞いているのは、これだけ予算措置をして、何社かの加工品、いろいろなものを含めて工場の整備をしようということである事業ですから、それが結果的にできなかったと。5分の1だけお金が使われたということが、今後、網走市のふるさと納税に対してどういう大きな影響が出てくるのか、全

くないのかを聞いているのです。私はあると思いますよ。工場なり加工場の整備をすることによって、返礼品とかが多く作れる状況も出てくるかもしれません。新しい商品も開発できるかもしれません。いろいろな要素がきつと含まれていますから、そういう意味では、ふるさと寄附基金が、ふるさと納税額が増えてくるというプラス要素を考えた事業なんですよね。それが今回できなかったということを原課として、私は重たく受け止めなければ駄目だと思いますよ。基金に戻るからいいんだという単純な問題と思っただけではないと思いますが、そういうことではないんですよ。これまた、相手があることです。市ばかり責める気はありませんけれども、やっぱり対応、対策してきた原課として、ここは重たく受け止めていただいて、新年度でどういうふうに出てくるか含めてしっかり見させていただきますけれども、ぜひ、ふるさと納税は増やすべきですから、いろいろな意味で対策、対応していくということは理解をします。そこを先ほど聞かせていただきたいということで質問させていただいたんです。

○中村幸平商工労働課長 今、委員御指摘のとおり、この事業を活用しまして、ふるさと寄附の返礼品の増産といたしますか、あるいは開発といたしますか、そういったところを事業者に取り組んでいただく、そういった趣旨でございます。実際、令和5年度に導入された事業者、また今回、令和6年度に活用された事業者の返礼品というものがふるさと納税の返礼品ラインナップのほうに掲載されていき、それが結果として事業者の充実にもつながり、また、ふるさと寄附の伸長というところにもつながっていくことを期待しておりますので、これの活用がしっかりとされるように、事業者も当然、経営状況、経営判断というものはあるのですけれども、そういったところをしっかりと意見交換をしながら、活用を図りながら、ふるさと納税全体の寄附伸長に努めてまいりたいと考えております。

○山田庫司郎委員 先ほども言いましたけれども、ぜひ、この事業については、しっかり業者と話す中でなるべく実現できるような、きちっと方向を確認しながら動かないと。いや、動いたんだとは思いますが。勝手にやったというふうには思っていないけれども、今、課長から答弁あったように、大変私は大事な意義ある事業だというふうに思いますので、ぜひ、そういう思いで進めていただくことを再

度お願いして終わります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、なければ次に、議案第14号中、公共交通対策費、生活交通路線維持対策事業について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料32ページを御覧ください。令和6年度一般会計補正予算、公共交通対策費、生活交通路線維持対策事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、地域公共交通における路線バスの運行を維持することを目的として、経費の収支不足分を補助支援しておりますが、経常費用の増加により、不足額が当初の見込みを上回るため、補助金等の必要な経費を追加補正するものです。

経費の内訳ですが、運行に係る負担金及び補助金として、合計2,305万4,000円です。今回の対象となる経費としましては、3つの路線、部門に関するものとなり、1つ目に、網走常呂線バス事業運行経費負担金としまして、常呂線及び常呂栄浦線に関するものとなりますが、地域の負担分を網走市、北見市及び網走バス等で……失礼しました。網走市、北見市、網走バスで構成する網走常呂間バス運行協議会が補助しており、そのうちの網走市負担分を追加補正するものです。金額は385万2,000円となっております。2つ目に、地方バス路線維持費補助金として、小清水線について、地域負担分中の網走市負担分を追加補正するもので、金額は50万6,000円です。3つ目に、市内バス路線維持費補助金として、市内線への補助に関して、不足する部分を追加補正するもので、金額は1,869万6,000円です。

2、補正額（1）歳出予算、（2）歳入予算ですが、補正前の額が1億406万円、今回の補正額が2,305万4,000円で、財源内訳は全額基金繰入金ですが、網走常呂線バス事業運行経費負担金については、財政調整基金から385万2,000円を充当し、地方バス路線維持費補助金と市内バス路線維持費補助金については、ふるさとのまちづくり基金から1,920万2,000円を充当することとし、補正後の額を1億2,711万4,000円としようとするものでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございませんでしょうか。

○山田庫司郎委員 公共交通、大変大事な交通です

から、しっかりお金もかかりますけれども、守っていかなければならないだろうというふうに私自身も思います。それで今回、バス運行ということで、3路線に対しての支援ということで、金額が上がっています。燃料等の高騰も含めて、いいことですが、賃金上がることによって、いろいろとお金もかかってくるというのも事実だというふうに思います。

それですね、これと直接関係ないのですが、生活交通という、公共交通という意味で、燃料の高騰によって、運送業もそうですし、いろいろな事業の方が大変だというふうに思いますから、皆さんに支援ができればいいのですけれども、公共交通を守るという視点に限定をさせていただいて、バスもそうですし、それからタクシー等も含めてですが、この燃料の高騰によって、国も道もある程度の支援はされたようです。とりわけタクシーなんかは、ガスを使っているというので、国はガスの支援はあるのですが、燃料、ガソリン等については支援がないという内容をお聞きしていますので、網走市として、今大変厳しい状況、また燃料がきっと上がるんだというふうに思いますけれども、公共交通を守る視点でバス及びタクシーについて、燃料に対する支援というのは何かお考えかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○中村幸平商工労働課長 公共交通を担う事業者に対する燃料費に関する支援のお話でございますが、まず網走市において公共交通の中心となっておりますバスに関する支援、ここについてはこの支援の中で燃料費の高騰ですとか、そういった部分については、含まれている部分でございますので、しっかりとその部分で特に学生さんの通勤通学の足というところをしっかりと確保していきたいと考えております。タクシーにつきましては、今おっしゃられたように、公共交通の担う部分というのは、一定の役割があるというところは承知しております。また、網走市におきましても、郊外地区の乗り合いタクシー事業ですとか、こういったところは、本当に公共性の高い移動手段の中で役割を果たしている部分というのは、あるかと考えております。

ただ一方で、貸切り個人利用というのが中心となっている部分、この部分というのは、公共交通とはまた少し外れた部分の役割ということで、これは一定の営業収益を確保していく事業者の営利活動で

あるというところを考えておりますので、その中で、燃料高騰支援について、直接タクシー事業者、公共交通事業者に向けた燃料費の支援というものは、現時点では考えておりません。

○山田庫司郎委員 本当は、利用者にその分を支払いしていただくという意味で値上げをしていけば、対応できるんだとは思いますが、なかなかそうならないということも含めて今、御答弁いただきました。やっぱり業務の内容の違いは確かにあるんだと思いますが、側面でタクシーも、公共交通、特に高齢者も含めた、どこバスと似ているところが一つあるわけですが、やっぱりタクシーもしっかり守っていかなければならない一つの事業だと私は思いますので、御答弁いただきましたが、ぜひタクシー会社の方たちのお話も聞いていただくことなんかも含めてですね、ぜひ、対応できるものなら対応していただきたいことを求めて質問を終わりたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 お伺いします。

路線バス、1,869万円の補正ということですが、これ単年度での補正となりますか。単年度で収支不足だった部分の補正になるのですか。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおり、今回の補正額につきましては、令和6年度の運行経費に対する不足分の補正額となっております。

○石垣直樹委員 昨年、おととしの12月議会では、たしか総額6,000万円ほどの補正があったと思いますが、これから年度当初予算1億400万円支給したとして、毎年この程度の額の補正が、収支不足が見込まれるというふうに考えてもよろしかったのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 今年度につきましては、当初予算が1億406万円、今回の補正額が2,305万4,000円、結果といたしまして、補正後の額が1億2,711万4,000円とするものでございますが、こちらにつきましては令和6年度の事業費の不足分を補助する部分となっております。この部分につきましては、当然、運行事業者の運行経費の部分、ダイヤの改正ですとか、あるいは運賃の値上げですとか、そういった収支の改善の要素というのがありますが、人員確保の部分でいう、いわゆる人件費の確保、また、燃料費の高騰といった要素、そして車両が修繕、更新していく要素というところを考えますと、経費というのが、今の令和6年度と同様に次年度以

降も維持されていくのかということなかなか見込みが厳しいところがあるかと思っております。現時点では、運行に必要な経費を支援するということで考えておりますので、今回の補正後の額1億2,700万というのを基本に考えて支援を継続してまいりたいと思っております。

○石垣直樹委員 1億2,700万ですが、今後はこれは圧縮されていく見込みなのか、それとも増えていくのか。おととしの12月議会のときの補正を考えると、大分圧縮されたのかなと思うんですけれども、原課としてはどのようにお考えですか。

○中村幸平商工労働課長 経費の圧縮の部分という点につきましては、事業者のほうといいますか、事業者側としてできる内容として、まず運賃の改定というのも行われたところです。またダイヤにつきましては、利用者がありますことから非常に難しい部分はございますが、ダイヤを見直し、整理をすることで運行経費を縮減していく、そういったところの取組を行っておりますので、その部分の効果は一定程度、出ているかと考えております。

ただ一方で、今後の人件費等の上昇ですとか、その他経費の上昇というところを考えますと、大きな路線の見直しですとか、あるいはどこバスの、もう少し活用の拡大による市内の路線バスの整理ですとか、そういったところを考えていかなければならない、考えなければ、経費の上昇というのが今後も見込まれるところかと考えております。

○石垣直樹委員 今おっしゃられたとおり、どこバスを路線バスとして活用して、路線バスのダイヤを改正しながらどこバスで補っていくというような流れかと思うのですが、どこバスが大分周知されて活用されていく中で、路線バスのダイヤを改正していくことでこの部分は圧縮されていくものだと考えますが、そのような考えでよろしい、目指す方向はそのようなところでよろしかったですか。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおり、どこバスへの変換ということで、利便性を維持しながら維持費、経費を圧縮といいますか、現行程度に抑えていくことが可能かと考えております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、議案第14号中、ふるさと納税に係る業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料23ページ、24ペ

ージ、資料5号を御覧ください。24ページの補正予算の概要の3、債務負担行為の補正、一般会計の4段目、ふるさと納税に係る業務委託契約について御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託につきましては、年度の切り替わりに際しまして、年度の当初より対応が必要でありますことから、債務負担行為を設定し、令和6年度中に契約事務を執り進めようとするものでございます。

なお、限度額は今後見込まれる寄附金が確定しませんので、契約による金額としております。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、ただいまの説明で質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

次に、議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、港湾建設費、岸壁付帯施設改修事業について説明を求めます。

○澁谷一志港湾課長 議案資料の33ページを御覧ください。令和6年度一般会計港湾建設費補正予算、岸壁付帯施設改修事業について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。国庫補助金の減額に伴い、岸壁付帯施設改修に係る工事請負費5,700万円を減額補正するものです。

2、補正額であります。歳出予算では、補正前の額が9,700万円、補正額が5,700万円の減額、補正後の額が4,000万円となり、財源内訳及び歳入予算については、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは、ただいまの説明で質疑等ございませんでしょうか。

松浦委員、マイクをできるだけ近づけて質疑を行っていただきたいと思います。

○松浦敏司委員 補助金の減額ということでありま

すが、これによって当初予定していた事業というのが半分以上になってしまうのですけれども、この辺はどんなふうになっているのでしょうか。

○澁谷一志港湾課長 この事業は、国庫補助金と公適債を活用しまして、港町地区の物揚場と第2ふ頭岸壁の車止め、防舷材等を改修しようとしておりました。ただ、国庫補助金の減額によりまして、物揚げ場の工事延長を40メートルから10メートルに変更して工事を行っております。

○松浦敏司委員 ということは、今後もそこは修理していかなければならないということになるんだろうと思うのですけれども、これは新しい年度の中で考えていくというふうに捉えてよろしいですか。

○澁谷一志港湾課長 また来年度ですね、この補助金を要求して対応していきたいと考えております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、住宅建設費、市営住宅建設事業外1事業について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の34ページを御覧願います。令和6年度一般会計住宅建設費補正予算、市営住宅建設事業外1事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の社会資本整備総合交付金に係る令和5年度の工事が安価で実施できたことによる国庫支出金の精算に伴う返還を行うもので、次の経費を追加補正するものであります。補正額につきましては、市営住宅建設事業が新たに2,100万9,000円を追加補正し、市営住宅解体事業は、新たに644万3,000円を追加補正するもので、財源内訳及び歳入予算については、記載のとおりであります。

以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第14号令和6年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第16号令和6年度網走市網走港整備特別会計補正予算について説明を求

めます。

○澁谷一志港湾課長 議案資料24ページを御覧ください。議案第16号令和6年度網走市網走港整備特別会計補正予算について御説明いたします。

3、債務負担行為の補正の表のうち、会計欄3段目、網走港整備特別会計において、令和7年4月1日からの履行開始を予定しております3件の事項については、令和6年度中に契約事務等を執り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、資料に記載のとおり、上屋消防設備点検委託契約ほか2件、それぞれ記載の金額とするものでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第16号令和6年度網走市網走港整備特別会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第19号令和6年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料49ページ、資料6号を御覧いただきたいと思います。議案第19号令和6年度網走市水道事業会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1、補正の理由につきましては、令和7年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和6年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2、内容につきましては、資料記載のとおり、水道賠償責任保険等加入契約ほか合計5件で、それぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第19号令和6年度網走市水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定し

てよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第20号令和6年度網走市簡易水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料50ページ、資料7号を御覧いただきたいと思います。議案第20号令和6年度網走市簡易水道事業会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1、補正の理由につきましては、令和7年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和6年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2、内容につきましては、資料記載のとおり、水道賠償責任保険加入契約ほか合計3件で、記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第20号令和6年度網走市簡易水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第21号令和6年度網走市下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料51ページ、資料8号を御覧いただきたいと思います。議案第21号令和6年度網走市下水道事業会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1、補正の理由につきましては、令和7年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和6年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2、内容につきましては、資料記載のとおり、下水道賠償責任保険加入契約ほか合計2件で、それぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ござい

ますでしょうか。

○松浦敏司委員 ちょっと確認です。

土地賃貸借契約で、J R 鋼工務第349号とありますが、内容について伺います。

○佐々木修司営業経営課長 下水道管を埋設しているところの土地の使用料ということでJ Rと契約している関係で、今回の場所的には、北浜-藻琴間の一部と桂台-網走間の一部が対象となっております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第21号令和6年度網走市下水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、今定例会で付託された要請の審査を行います。

初めに、日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思いをします。

○松浦敏司委員 これは基本的に、私は当たり前のことを言っているんだろうなと。日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書ということでありまして、この憲法については、全ての公務員の、あるいは我々、議員も重視する義務を負うというふうになっておりますので、その内容だというふうに思いますので、採択でいいのではないかと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○石垣直樹委員 郵送による要請書でございます。何回か既に来ているもので、タイトルだけを見ると、日本国憲法の尊重と、もっともなことが書かれておりますが、中身を見ますと、過去、近代日本は、欧米列強と対峙し、神権天皇制帝国主義の下で軍国主義を推し進め、台湾と朝鮮の強制併合という植民地化を行い、云々というようなものが書いておりまして、要請事項については、3番、戦没者追悼集会を行わないこと。7番、公的機関・公的行事に日の丸、君が代の強制を行わないこと。また、教育

現場への押しつけを行わないこと。8番、自治体において天皇の歴史者を意味する元号使用の強制を行わないこと。9番、議会において特定秘密保護法、安保関連法及び共謀罪（テロ等準備罪）を廃止することを求める意見書を採択し、政府・国会に送付することと書かれておりますので、この件に関しては、不採択とさせていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。内容について様々な見解があることからですね、この要請については、継続という形を取りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思いをします。

○松浦敏司委員 これは多分、私どものことを言っているんだろうというふうに思います。具体的な中身、名前も書いております。ただ、これはあくまでも我々、新聞販売する側、あるいは購読していただける方は、我々の言っていることに理解を示して初めて合意があって、新聞を取る、取らないということになるんだろうというふうに思います。ですから、基本は個人対個人の契約だというふうに思っております。ただ、今いろいろな指摘もあって、こういったものは、業務中に行わないということになっておりますので、それは守って昼休みに配達したり、集金をしたりしております。いずれにしても、この中でたくさんの資料が出ておりますけれども、そういった指摘されるようなことは、少なくともこの網走の中では、我々議員団はしていないという認識を持っておりますので、あくまでも新聞を取る、取らないというのは、個人対個人の契約ということなわけで、この要請項目の中の②で、議長と首長の協議の上で云々と書いていますが、これは当たらないものだというふうに思いますので、この要請については、不採択をお願いします。

○井戸達也委員長 ただいま不採択という御見解が示されましたけれども、ほかに御発言がない場合、継続という形になろうかと思いをしますが、御発言のほうございますでしょうか。

○石垣直樹委員 これも2回目ということで、前回も申し上げましたが、網走市庁舎取締規則の6条の

1に当たる部分かと思います。これに違反しているのであれば、それはよろしくない行為だと思います。この動きは全国的に広まっていて、各議会でも要請されている部分でございます。松浦委員が、私たちのことだと思いと認められた上で、そういう行為はしていないとおっしゃっておりますので、そういう事実がないのであれば、網走市議会としてこの要請書は上げる必要はないと思いますが、そのような実態があるのであれば、この要請書は上げるべきだと思います。ということで、不採択。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 この表題を見ますと、パワハラから職員を守る都道府県民の会、連絡会ということで、要するにそれがパワハラになっている、全然松浦さんおっしゃったように、松浦さんがしているということではなくて、やっぱり受ける側が断れない雰囲気があったということがもしあるのであれば、やっぱりこれは、要望書を採用すべきだと私は思います。後ろの資料も本当に膨大な資料を読むと、いや、本当に危うく公明新聞も言われるかなと思って心配しましたがけれども、私も永本さんもそういうことはしていないですし、そういうことを受けて断れない方がパワハラというふうに受け取るのであれば、これは要望書として出していいものだと思うので採択をお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。現状において不採択という御発言がございますので、この件については、継続という形を取ることになりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件については、継続審査といった形を取らせていただきます。

○井戸達也委員長 次に、インボイス制度の廃止を求める意見書提出要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 2023年の10月から、インボイス制度が導入されたということで、このインボイスそのものは、消費税を納めなくてもいい、売上げが年間1,000万円以下という方たちですから、細々と商売をしている人たちです。だから、全く消費税を払っていないわけではありません。取引の関係では、必ず消費税を納めています。ただ、申告の関係で消費税を納めることはしなくてもいいというふうになっています。ところが、このインボイス制度というの

は、1,000万円以下の事業者に対して、消費税を納めなければならない、こういうことです。そうなりますと、この人たちは、細々と暮らしている中で、消費税を払わなければならないことになって、経営が相当圧迫されるということに、現実になっています。網走でも、そういう方はいらっしゃいます。そういう意味でインボイス制度というのは、今、国会の中でも問題になっていますけれども、やはり中小、零細業者ですね、どちらかといえば、1,000万円以下の限られた業種の人たちですけれども、やっぱりそういう人たちが困っているのは確かだし、フリーランスは、網走にたくさんはいないと思いますが、そういう人たちも含めて、今このインボイス制度に苦しめられているということで、ぜひこれは採択をしていただきたいというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 今、松浦議員もおっしゃっていましたが、インボイス制度は、2023年10月から入っておりますので、ただ私も調べましたら、このインボイス制度の免税事業者の登録自体も90%以上済んでいるということで、今、松浦さんが事例に出した本当に大変な思いをしている人はいるのですが、その中でもさらに半分近くが支援制度を使ってそれをやっているということもわかりましたので、また、もともと政府が、そういう厳しい方には、猶予期間を設けて順次移行して、2026年までそういう猶予期間という、何ていうのでしょうか、支援制度を活用しているので、まず26年終わってみて、また考えてもいいのではないかと思うので、これは継続をお願いします。

○井戸達也委員長 ただいま御発言ございましたけれども、現時点において、継続という形になるかと思いますが、ほかに御発言等ございましたら、挙手を願いたいと思います。よろしいですか。

○石垣直樹委員 この制度に関しては、私の周りでも大変不評で、市内業者においても、これが始まるから事業を畳んだという方もいらっしゃいます。実際はどうかわかりませんが、この件に関しては、採択させていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○山田庫司郎委員 私もですね、導入をされて約1年半ぐらいたつわけですが、いろいろな問題が私は出てきているというふうに思いますし、導入の際にもいろいろと問題がありまして、反対の部分も大分ありましたから、ぜひ、もう一度、既に実施

をされた方もいらっしゃるかもしれませんが、再度、この制度というのはいかなものかということも含めて、私は再検討すべきだというふうに思いますので、今の段階では、もう一時中止してというようなことまで含めて、私は考えるべきかなというふうに思いますので、この要請については、私は採択をすべきかと、こんなふうに思います。

○井戸達也委員長 ただいま御発言ございましたけれども、澤谷委員のお考えが変わらなければ、継続という形になりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、インボイス制度の廃止を求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかったため継続の審査と、このような形を取りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也委員長 それでは次に、核のごみ最終処分選定の概要調査に対して反対することを求める意見書提出要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 これも、私どもが提出させていただきました。NUMOの説明会に私も参加してまいりました。前段でね、とんでもない発言をしたことに対する謝罪もありましたけれども、いずれにしてもあれを聞いていて、何か非常に他人事のような話も聞こえております。いずれにしても、地下300メートルより深い部分に核のごみを埋めれば大丈夫なんだというようなことでありますけれども、しかし、日本列島はどこを取っても活断層の跡があると。今回の、寿都町と神恵内村も、決してないということではありません。そういう意味で、彼らは大丈夫だというような言い方をしていますが、しかし、やはりこれはやるべきでないと思います。今、北海道知事は、現時点では反対という意向を示していますので、ぜひ、この意見書も網走から採択することで、より鈴木知事が、今後とも反対の意思を表明できる条件を我々も応援しなければならぬというふうに思いますので、この意見書をぜひ採択していただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんでしょうか。

○澤谷淳子委員 私も、NUMOのその内容をちょっと見てみたのですけれども、あくまで文献調査が終わって報告を提出して、そして結局、その地域の

協力を得て調査を進めて実現していく事業ですから、それはもう終わったので提出したから、すぐボーリングっていうふうには絶対ならない。話を設けて、納得してそれからっていうことなので、ここにあるような、すぐ次の段階に進むようなことはないと思います。ただ、日本のほかのところでも、この文献調査っていうのはやったりしていたので、その土地の人ではない私たちが、それはやめるとか、国にそれを進めちゃいけないとか言うのが本当にいいのかどうかかわからないので、もうちょっと勉強させていただいて、継続とさせていただきます。

○井戸達也委員長 ただいま継続という御発言がございましたけれども、ほかに発言のある方おりませんか。

○山田庫司郎委員 私も網走市の説明会に出させていただきました。報告がきちっとされたわけですが、でも、文献調査では満足いかない状況もあるので、逆に言うと概要調査でしっかり調査をしたいような、話も報告の中にありましたけれども、今、澤谷委員からあったように、確かにほかの自治体ですから、私たちがそこに手を突っ込んでどうだということの一つの問題もあるかもしれませんが、やっぱりこれ、北海道民として、どこにあって、やっぱりこういうものを持ち込むということの不安も含めた部分については、私はきちっとすべきだというふうに思いますし、先ほど松浦さんからあったように、北海道知事は、昔の核抜き条例制定を北海道でしていますから、それに基づいて、概要調査になった段階では、知事としては反対をするという表明をされていますので、これがどういうふうになるかということは、一つ見極めなければなりませんけれども、私は、やっぱり今の国の政策を含めて原子力発電所の新規まで含めて拡大をしようという流れがどんどん新たに出てきています。非常に心配をしているんですが、処分がどうするかはまだ決まっていないのに、どんどんこういう核の廃棄物といいますが、いらぬものがどんどん増えてくるということをしていくという国の政策も含めて私は非常に遺憾だというふうに思っていますけれども、ここについては、私はこの要請のとおり、北海道に対して、寿都、神恵内について概要調査に移行するときには、やっぱりきちとした反対を表明すると。これはちゃんと要請として、意見書として、網走市議会としてですね、私は提出すべきだと、こういうふう

に思います。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございませんか。

○石垣直樹委員 この件に関しては、核分裂するから高濃度廃棄物が出るわけで、核融合してしまえば、高濃度廃棄物が出ないと。核融合発電の技術開発が進んでいる中で、世界各国がシェアを奪い合っている。日本がなかなかいい感じで進んでいるのですけれども、まだ実用されていないと。最終的には、技術の発展が解決を目指すものでありますが、既存で使用している核のごみは出続けていると。それを国内で処分しなければいけないというところで、これに関しても、まだまだ技術の発展の余地がある分野であると思っております。北海道内に核のごみ最終処分場、この要請についてでございますが、様々ございますが、この件に関しては、まずは継続させていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 継続という部分がございますので、この件については、意見の一致を見なかったということで、継続という形を取りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで理事者退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、継続審査となっていた要請を審査いたします。今回で2回目の審査となりますので、結審に至らない場合は、審議未了・廃案という形になります。

それでは、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書提出要請について、この件について、皆さんで審査をいたします。この要請について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 これは、私どもが提出させていただきました。いまだに自民党の中での政治資金裏金の問題というのは、真相が解明されていない状況、そして今、東京都議選に向けても都議会議員も同様のことが行われているというようなことで、新たに問題が出てきているというふうになっていますが、いずれにしても、この意見書案の中に書かれていますように、昨年の10月の総選挙の中で、裏金議員に対しては、支援しないということだったはずなのですが、実は、その候補者の支部に2,000万円振り込まれていたという問題が発覚したわけです。いずれ

にしても、こういう形で企業・団体献金を一度は、今から30年前ですか、1994年に禁止というのは決まっていたんですよ。その代わり、政党助成金を320億円出すということであって、速やかに、本来なくなるはずだったんですが、それがなくならずに復活して、個人には駄目だけれどもということで、今のようない政治資金パーティーというのがはやりになって、そこでたくさんのお金を集めているということでもありますから、これを根本から正すには、全面禁止をするということが何よりも大事だということを思いますので、ぜひこれは国民も求めていることでもありますから、採択でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○澤谷淳子委員 こちらは不採択でお願いしたいのですが、理由として、いろいろ皆様からの御意見で、自民党とかも皆さんそういうのに携わった人たちもいましたが、もともと政治資金パーティーとか、出入りを透明化するというか、それをしっかりとできるように今度から第三者機関を設置する方向になりました。それによって、今まで監査期間がなかったので、全然、浄化作用が効かなかったんですよ。だけれども、やっぱりきちんと連座性を強化したり、今までのように秘書がやったは通じなくなりましたし、パーティー券の20万円を超えたらというのも、5万円を超えたらに引下げましたし、それを着実にやっていくということが決まりましたので、私は、これは不採択でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ただいま、採択、そして不採択というような御発言がございましたけれども、ほかに御発言ある方、挙手願いたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかったため、審議未了・廃案すべきものと、このように扱わせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出要請について、皆さんからの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 これも私どもが前定例会で提出さ

せていただきました。今、非常に日本は女性に対する何ていいますかね、差別というのが古くから残っているというようなことで、世界の中でも今、そういった差別をしてはならないということで、ジェンダー平等とかってという言葉が言われておりますように、ぜひ、女性を差別するようなことは決してよくないということで、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるということを、ぜひ、この意見書については、皆さんの御賛同をいただきたいというふうに思います。

○井戸達也委員長 この件につきましても、2回目の定例会ということになりますので、結審に至らない場合は審議未了・廃案となりますことを申し添えておきます。

それでは、御発言ございます方、挙手願います。

○澤谷淳子委員 この件につきましては、昨年の12月にも考えさせていただいて、今回またのってきたんですけれども、私もこれは本当にこのとおりで、採択でお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。

○石垣直樹委員 この件に関しては、前回と考えは変わってないのですけれども、再度述べさせていただきます。国連による女性差別撤廃条約選択議定書に批准すべきだという要請かと思えます。批准すると、個人通報制度、調査制度が適用となり、日本の司法において女性差別撤廃条約を裁判に適用することになるそうです。また、国、地方自治体、行政が差別された個人を救済するための方策を取らないといけないようになる。また、司法の場において夫婦別姓を認めないと、女性差別撤廃条約違反になってしまうのですとか、様々な民法を変えなければいけない、法律も変えなければいけない、制度も変えなければいけない、現在の日本の法律に整合性が合っていないものとなってしまいます、上位法令です。また、この女性差別撤廃条約選択議定書には、3分の1の国が選択議定書には批准しておりません。批准というのは、条約に対する国家の最終的な確認、確定的な同意でという意味でございますが、ですので、現在国が、政府が男女共同参画基本計画をつくり進めておりますので、それを推進していくべきかと考えますので、この件に関しては、不採択となります。

○井戸達也委員長 ただいま御発言いただきましたけれども、ほかに御発言がないようでしたら。

○山田庫司郎委員 賛否と継続ということも含めて

あるようですが、これも何回か議論してきまして、今日が駄目ならと委員長から先ほどお話がありました。今、石垣委員からもる、いろいろとあったわけですが、最終的にそういう形にするがための基準だというふうに私は思うのですよね。批准したからすぐということになるか一つあると思いますが、今、国はそういう流れでどういうふうにするかということは今議論をしていまして、ストレートに言いますと自民党の中がまだはつきりしてない状況だというふうに私自身思っていますけれども、ぜひやっぱり、国連という国際的には、やっぱり日本もここが批准をしてその仲間入りをしてですね、日本国内の民法も含めた、憲法も含めた法律に、ここに準ずるように流れをつくっていくというふうに私はすべきだというふうに思いますので、ぜひ、私はこれは採択をするべきだと、こんなふうに思います。

○井戸達也委員長 ただいま御発言いただきましたけれども、ほかに御発言ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、意見の一致を見なかったということになりますので、廃案すべきものとなってまいりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件については、審議未了・廃案とすべきものと決定をさせていただきます。

以上をもちまして総務経済委員会に付託されました審査は全て終了となりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもちまして総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時08分閉会